

第 127 号 ( 令和 5 年 2 月 24 日 発行 )	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【健康福祉局地域支援課】 4
- △ 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 5
- △ 金銭登録機による使用料等徴収事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 19

**[告示]**

- △ 令和 4 年度横浜市一般会計補正予算 ( 第 8 号 ) ほか 20 件の要領公表【財政局財政課】 20
- △ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続 ( 工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係 )【財政局契約第一課】 21
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 29
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 30
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 31
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 32
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 33
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 34
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 ( 精神通院医療 ) の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 39
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 ( 精神通院医療 ) の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 40
- △ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 41
- △ 同 【港湾局港湾管財課】 42
- △ 横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 43

**[公告]**

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 44
- △ 準備書意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 46
- △ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】 47
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 48
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 49
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 50
- △ 建築協定の認可【建築局建築企画課】 51

△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	52
△ 同【建築局調整区域課】	53
△ 同【建築局調整区域課】	54
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	55
△ 同【建築局調整区域課】	56
△ 同【建築局調整区域課】	57
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	58
△ 同【建築局建築指導課】	59
△ 横浜港港湾計画の変更の概要【港湾局政策調整課】	60
<b>[区告示]</b>	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	62
△ 同【南区地域振興課】	63
<b>[区公告]</b>	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【瀬谷区総務課】	64
<b>[水道局]</b>	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】	65
<b>[交通局]</b>	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営管理課】	66
<b>[医療局病院経営本部]</b>	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【病院経営課】	67
<b>[教育委員会]</b>	
△ 職員の懲戒処分【北部学校教育事務所教育総務課】	68
△ 同【教職員人事課】	69
<b>[区選挙管理委員会]</b>	
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【鶴見区】	70
△ 同【神奈川区】	71
△ 同【西区】	72
△ 同【中区】	73
△ 同【南区】	74
△ 同【港南区】	75
△ 同【保土ヶ谷区】	76
△ 同【旭区】	77
△ 同【磯子区】	78
△ 同【金沢区】	79
△ 同【港北区】	80
△ 同【緑区】	81
△ 同【青葉区】	82
△ 同【都筑区】	83
△ 同【戸塚区】	84
△ 同【栄区】	85
△ 同【泉区】	86
△ 同【瀬谷区】	87
<b>[監査委員]</b>	

△ 監査委員による監査の結果に基づき横浜市長が講じた措置の内容の公表【財務監査課】	88
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表【監査管理課】	89

---

規 則

---

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 及 び 横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ ザ 条 例 の 一 部 を  
改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 10 号

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 及 び 横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ ザ 条 例  
の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 及 び 横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ ザ 条 例 の 一 部 を  
改 正 す る 条 例 ( 令 和 3 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 55 号 ) 第 1 条 中 横 浜 市 地  
区 セ ン タ ー 条 例 ( 昭 和 48 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ) 別 表 第 1 の 2 の  
表 及 び 別 表 第 2 の 2 の 改 正 規 定 並 び に 第 2 条 中 横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ  
ザ 条 例 ( 平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 30 号 ) 別 表 第 1 及 び 別 表 第 3 の  
改 正 規 定 並 び に 別 表 第 4 の 改 正 規 定 ( 横 浜 市 西 柴 地 域 ケ ア プ ラ ザ 及  
び 横 浜 市 西 柴 コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス に 係 る 部 分 に 限 る 。 ) は 、 令 和 5  
年 3 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 11 号

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（平成 10 年 1 月横浜市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「、指定施設以外の一般都市施設にあつては別表第 2 に、指定施設にあつては別表第 5（別表第 9 に定めるところにより適用される基準に限る。以下この条において同じ。）に定める基準に適合し、かつ」を削り、同条第 3 項第 1 号中「指定施設以外の一般都市施設にあつては別表第 2 に、指定施設にあつては別表第 5 に定める基準に適合しなくなつたとき又は」を削る。

別表第 1 の 2 の 2 の項(1)ア(ア)中

「b 手すりの高さは、踏面の先端から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。

c 握りやすい形状とすること。

d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。」

を

「b 握りやすい形状とすること。

c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。

e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。」

に改め、同項(2)中

「ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

を

「ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

に、「イ」を「ウ」に改め、同項(2)イ(ア)a 中「、別表第 1 の 4 の 2 の項(2)エ(ア)a」を「並びに別表第 1 の 4 の 2 の項(2)オ(ア)a」に改め、同項(2)中「ウ」を「エ」に、「エ」を「オ」に改め、同表の 3 の項(2)を次のように改める。

(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならな

い。

ア 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。

(ア) 乗降スペースは、水平な場所に設けること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。

イ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。

(ア) 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

(イ) 水平な場所に設けること。

(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。

別表第1の2の5の項中

「(1) 幅は、140センチメートル以上とすること。」

を

「(1) 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

(2) 幅は、140センチメートル以上とすること。」

に、「(2)」を「(3)」に、「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に改め、同項(4)ケ中「遊技場」の次に「(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設を除く。)」を加え、同項中「(5)」を「(6)」に改め、同表の8の項を次のように改める。

<p>8 エレベーターその他の昇降機</p>	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーター(令第18条第2項第6号に規定するものを除く。以下この項、別表第1の3の4の項、別表第1の4の8の項及び別表第5の8の項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター(当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分(非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。))の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。)の籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 籠内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p>
------------------------	--

	<p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあつては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第18条第2項第5号りただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p> <p>(4) エレベーターを新設する場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、令第18条第2項第5号り(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号りただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(6) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p>
--	---

別表第1の2の9の項(1)ウに次のただし書を加える。

ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。

別表第1の2の9の項(1)カに次のただし書を加える。

ただし、車椅子使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。

別表第1の2の11の項中

「(2) ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。」

を  
「(2) ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。」

(3) 令第15条第2項第1号イの規定により設ける車椅子使用者用便房には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。」

に改める。

別表第1の3の4の項中

「(2) 新築をする場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあつては、令第18条第2項第5号り(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

は、この限りでない。」

を  
「(2) 籠内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(3) エレベーターを新設する場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあつては、令第 18 条第 2 項第 5 号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号りただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。」

に改める。

別表第 1 の 4 の 1 の項(1)イ中「除く。」の次に「別表第 5 の 11 の項を除き、」を加え、同表の 2 の項(1)イ(ア)中

「b 手すりの高さは、踏面の先端から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。

c 握りやすい形状とすること。

d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。」

を

「b 握りやすい形状とすること。

c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。

e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。」

に改め、同項(2)中

「ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

を

「ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

に、「イ」を「ウ」に、「ウ」を「エ」に、「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に改め、同表の 3 の項(2)中

「ウ 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における 2 台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。

エ 水平な場所に設けること。



オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。」

を

「ウ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。

(ア) 乗降スペースは、水平な場所に設けること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。

エ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。

(ア) 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

(イ) 水平な場所に設けること。

(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。」

に改め、同表の5の項(2)中

「ア 幅は、140センチメートル以上とすること。」

を

「ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140センチメートル以上とすること。」

に、「イ」を「ウ」に、「ウ」を「エ」に、「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に改め、同表の8の項(1)イに次のただし書を加える。

ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分（非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）の籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。

別表第1の4の8の項(1)オ中「籠内」の次に「の左右両面の側板」を加え、同項(1)ケ中「新築をする」を「エレベーターを新設する」に改め、同項(1)ケただし書中「主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである」を「視覚障害者の利用上支障がないものとして同号りただし書の規定により国土交通大臣が定める」に改め、同表の9の項(1)ウに次のただし書を加える。

ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。

別表第1の4の9の項(1)カに次のただし書を加える。

ただし、車椅子使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器

のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。

別表第 1 の 4 備考 3 及び 4 中「2 の項(2)イ、ウ及びエ(ウ)」を「2 の項(2)ウ、エ及びオ(ウ)」に、「5 の項(2)イ及びウ」を「5 の項(2)ウ及びエ」に改める。

別表第 3 の 3 の項(1)中「視覚障害者誘導用ブロック」の次に「(線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。以下同じ。)」を加える。

別表第 5 の 1 の項(1)オ中「5 の項(2)カただし書」を「5 の項(2)キただし書」に改め、同項(1)カ中「5 の項(2)キただし書」を「5 の項(2)クただし書」に改め、同表の 2 の項(1)イ中「ために、」の次に「16 の項(1)に定める構造の」を加え、同項(1)ウ(ア)中

「b 手すりの高さは、踏面の先端から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。

c 握りやすい形状とすること。

d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。」

を  
「b 握りやすい形状とすること。

c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。

e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。

f 手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。」

に改め、同項(2)中

「ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

を  
「ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

に、「イ」を「ウ」に、「ウ」を「エ」に、「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に改め、同表の 3 の項(2)中

「イ 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における 2 台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。

ウ 1 の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

エ 水平な場所に設けること。

オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。」

を

「イ 1 の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

ウ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとすること。

(ア) 乗降スペースは、水平な場所に設けること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。

エ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとすること。

(ア) 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における 2 台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。

(イ) 水平な場所に設けること。

(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。」

に改め、同表の 5 の項(1)イ中「ために、」の次に「16 の項(1)に定める構造の」を加え、同項(2)中

「ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

を  
「ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

に、「イ」を「ウ」に、「ウ」を「エ」に、「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に、「キ」を「ク」に改め、同表の 6 の項(1)オ中「ために、」の次に「16 の項(1)に定める構造の」を加え、同項(2)から(4)までの規定中「建築物の」を「経路が確保されている」に改め、同表の 7 の項(1)エ中「ために、」の次に「16 の項(1)に定める構造の」を加え、同表の 8 の項(1)中「(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項(1)イただし書中「エレベーター」の次に「(当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分(非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。))の床面積の合計が 5,000 平方メートル以下である場合を除く。）」を加え、同項(1)オ中「籠内」の次に「の左右両面の側板」を加え、同表の 9 の項(1)ウに次のただし書を加える。

ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでな

い。

別表第 5 の 9 の項(1)エ(ア)を次のように改める。

(ア) 洗面器（乳幼児用のものを除く。(イ)において同じ。）の両側（洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前）に手すりを設けること。

別表第 5 の 9 の項(1)エ(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。

別表第 5 の 9 の項(1)オ(エ)に次のただし書を加える。

ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。

別表第 5 の 9 の項(1)カに次のただし書を加える。

ただし、車椅子使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。

別表第 5 の 11 の項(2)ア(ア)中「車椅子使用者用便房」を「9 の項(2)ア(イ)から(キ)までに定める構造の車椅子使用者用便房」に改め、同表の 12 の項を次のように改める。

<p>12 客席及び舞台</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に 2 以上設けること。</p> <p>イ 出入口から車椅子使用者用の客席に至る経路のうち 1 以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。</p> <p>。</p> <p>(イ) 段又は勾配が 12 分の 1 を超える傾斜路を設けないこと。</p> <p>(ウ) 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 車椅子使用者用の客席は、1 席当たり幅 90 センチメートル以上、奥行き 150 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保することとし、当該経路のうち 1 以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。</p> <p>イ 段又は勾配が 12 分の 1 を超える傾斜路を設けないこと。</p>
------------------	--

ウ 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

別表第 5 の 15 の項(1)及び(2)中「ために、」の次に「16 の項(1)に定める構造の」を加え、同表の 16 の項(1)イ中「色は」を「周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は」に改め、同表の 17 の項(1)中「その他これらに類する施設」を削り、「の 1 以上には」を「を設ける場合は、そのうち 1 以上は」に改め、同表備考 1 中「の規定」の次に「(別表第 11 において準用する場合を含む。)」を加え、同表備考 2 中「5 の項(2)ア」を「5 の項(2)イ」に改める。

別表第 9 の 1 の表備考 2 中「別表第 5 の 5 の項(2)カ及びキ」を「別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク」に改め、同表備考 10 中「(1)イ」の次に「及び(2)エ」を加え、同表備考 11 中「別表第 5 の 5 の項(2)ア」を「別表第 5 の 5 の項(2)イ」に改め、同表備考 12 中「、15 の項(300 平方メートル未満の施設に限る。)」を削り、「同項(2)エ」を「同項(2)オ」に改め、同表備考 13 及び 14 中「別表第 5 の 5 の項(2)カ及びキ」を「別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク」に改め、同表備考 16 中「別表第 5 の 8 の項(1)ウ及びクに規定する整備基準は、車椅子利用が可能なエレベーター」を「別表第 5 の 8 の項(1)クに規定する整備基準は、エレベーターの籠の幅が 105 センチメートル以上で、かつ、後方を確認できる鏡」に改め、同表備考 17 を削り、同表備考中 18 を 17 とし、19 を 18 とし、20 を 19 とし、同表備考 21 中「備考 20(3)」を「備考 19(3)」に改め、同表備考 21 を同表備考 20 とし、同表備考中 22 を 21 とし、23 を 22 とし、24 を 23 とし、同表備考に次のように加える。

24 別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク(別表第 11 の 5 の項において準用する場合を含む。)並びに 9 の項(3)(別表第 11 の 9 の項において準用する場合を含む。)に規定する整備基準は、風営法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する営業を行う施設については適用しない。

25 別表第 1 1 建築物の部 34 の項に掲げる施設については、別表第 5 の 2 の項(1)ウ(ア) f (同表の 6 の項(1)アにおいて準用する場合を含む。)に規定する整備基準は、適用しない。

別表第 11 を次のように改める。

別表第 11 (第 8 条第 1 項)

整備項目	表示板交付基準
1 移動等円滑化経路	(1) 別表第 5 の 1 の項に規定する整備基準を準用する。 (2) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち 1 以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

	<p>ア 建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。イにおいて同じ。））、住戸又は住室から当該便所までの経路</p> <p>イ 建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する10の項に定める構造の浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合 利用居室、住戸又は住室から当該浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）までの経路</p>
<p>2 敷地内の通路</p>	<p>(1) 別表第 5 の 2 の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路のうち、段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。</p> <p>ウ 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)及び(2)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 道等から主要な出入口に至る通路とすること。</p> <p>イ 幅は、180センチメートル以上とすること。</p>
<p>3 駐車場</p>	<p>(1) 別表第 5 の 3 の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(2) 敷地内に車椅子使用者用駐車施設（機械式駐車場以外の駐車場に設けられるものに限る。）を1以上（当該駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上）設けなければならない。</p>
<p>4 出入口</p>	<p>(1) 別表第 5 の 4 の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる出入口（移動等円滑化経路を構成するものに限る。）の戸の全面が透明な場合には、戸及びその周囲に衝突を防止するための措置を講ずること。</p>
<p>5 廊下等</p>	<p>別表第 5 の 5 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>6 階段</p>	<p>別表第 5 の 6 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>7 傾斜路</p>	<p>別表第 5 の 7 の項に規定する整備基準を準用する。</p>

<p>8 エレベーターその他の昇降機</p>	<p>(1) 別表第 5 の 8 の項に規定する整備基準を準用する。                  (2) 直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを 1 以上設け、次に定める構造とすること。                  ア 別表第 5 の 8 の項(1)(ウ及びクを除く。)に定める構造とすること。                  イ 籠は、幅 140 センチメートル以上、奥行き 135 センチメートル以上(別表第 1 1 建築物の部30の項から32の項までに掲げる施設にあつては、幅 105 センチメートル以上、奥行き 135 センチメートル以上)とすること。この場合において、同表34の項及び35の項に掲げる施設にあつては、床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のものに限る。</p>
<p>9 便所</p>	<p>別表第 5 の 9 の項に規定する整備基準を準用する。この場合において、同項(2)中「そのうち」とあるのは「当該便所を設ける階ごとに」と、同項(3)中「それぞれ」とあるのは「当該便所を設ける階ごとにそれぞれ」と読み替えるものとする。</p>
<p>10 浴室、シャワー室又は更衣室</p>	<p>別表第 5 の 10 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>11 ホテル又は旅館の客室</p>	<p>別表第 5 の 11 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>12 客席及び舞台</p>	<p>(1) 別表第 5 の 12 の項に規定する整備基準を準用する。この場合において、同項(1)ア中「2 以上」とあるのは、「2 以上(客席の総数が 200 を超える場合は、当該席数の 100 分の 1 以上)」と読み替えるものとする。                  (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。                  ア 車椅子使用者用の客席を、可視線に配慮して設けること。                  イ 客席の総数が 200 を超える場合は、車椅子使用者用の客席を 2 か所以上に分散して設けること。</p>
<p>13 標識</p>	<p>別表第 5 の 13 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>14 案内設備</p>	<p>別表第 5 の 14 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>15 案内設備までの経路</p>	<p>別表第 5 の 15 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>16 情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)</p>	<p>別表第 5 の 16 の項に規定する整備基準を準用する。</p>

17 情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	別表第 5 の 17 の項に規定する整備基準を準用する。
18 誘導設備等	別表第 5 の 18 の項に規定する整備基準を準用する。
19 附帯設備	別表第 5 の 19 の項に規定する整備基準を準用する。

（備考）

別表第 1 1 建築物の部 2 の項（令第 5 条第 9 号に規定するものを除く。）、9 の項（同条第 1 号に規定する特別支援学校を除く。）、10 の項、18 の項、26 の項（同条第 11 号に規定するものを除く。）、30 の項から 32 の項まで、34 の項及び 35 の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第 1 号様式中「 住所」を「申請者 住所」に、

「

施設の区分

」

を

「

番号	施設の区分

」

に、「しゅん工」を「工事完了」に、「又は名称及び」を「又は法人等の名称及び」に、

「

年 月 日 受付	受付番号 第 号			<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 準適合	<input type="checkbox"/> 不適合
年 月 日 起案	課長	係長	担当	受付	文書主任	公印承認
年 月 日 決裁						

」

を

「



受付番号 第 号		受付欄
□適合 □不適合		
受領年月日・氏名	年 月 日	

に改める。

第 3 号様式中

「

施設の区分

」

を

「

番号	施設の区分

」

に、「又は名称及び」を「又は法人等の名称及び」に、

「

年 月 日 受付	受付番号 第 号			□適合	□準適合	□不適合
年 月 日 起案	課長	係長	担当	受付	文書主任	公印承認
年 月 日 決裁						

」

を

「

受付番号 第 号		受付欄
□適合 □不適合		
受領年月日・氏名	年 月 日	

」

に改める。

附 則

( 施行 期 日 )

- 1 この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式及び第 3 号様式の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 1 の 2 から別表第 1 の 4 までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第 3 の規定は、施行日以後に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設である道路（指定施設である道路を除く。以下同じ。）について適用し、施行日前に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設である道路については、なお従前の例による。
- 4 新規則別表第 5、別表第 9 及び別表第 11 の規定は、施行日以後に横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号）第 28 条第 1 項の規定による協議（以下「協議」という。）を開始した指定施設について適用し、施行日前に協議を開始した指定施設については、なお従前の例による。
- 5 新規則別表第 11 の規定は、施行日以後に横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第 8 条第 2 項の規定による交付の請求（以下「交付請求」という。）を行った一般都市施設（指定施設を除く。以下同じ。）について適用し、施行日前に交付請求を行った一般都市施設については、なお従前の例による。
- 6 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

金 銭 登 録 機 に よ る 使 用 料 等 徴 収 事 務 の 特 例 に 関 す る 規 則 の 一 部 を  
改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 12 号

金 銭 登 録 機 に よ る 使 用 料 等 徴 収 事 務 の 特 例 に 関 す る 規 則  
の 一 部 を 改 正 す る 規 則

金 銭 登 録 機 に よ る 使 用 料 等 徴 収 事 務 の 特 例 に 関 す る 規 則 ( 昭 和 39  
年 11 月 横 浜 市 規 則 第 134 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

- (11) 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等  
に 関 す る 法 律 ( 平 成 25 年 法 律 第 27 号 ) 第 18 条 の 2 第 3 項 の 規 定  
に 基 づ き 徴 収 す る 個 人 番 号 カ ー ド の 再 発 行 手 数 料

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

---

告 示

---

横 浜 市 告 示 第 75 号

令 和 4 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 8 号 ) ほ か 20 件  
の 要 領 公 表

令 和 5 年 2 月 15 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 4 年 度 横 浜 市  
一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 8 号 ) ほ か 20 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表  
す る 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 76 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する令和 5 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（工事及び製造（物品の製造を除く。）以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量及び地質調査（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加資格審査の申請を必要とする場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、本告示に基づく申請を必要とする。

- (1) 令和 5・6 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録がない者が、入札に参加しようとする場合
- (2) 名簿に登録のある者が、既に登録のある工種又は種目以外の工種又は種目について入札に参加しようとする場合

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないもの、その他横浜市長が定めたものを除く。）。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく 24 か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届

- 出についても、届出義務がない場合を除く。 ) 。
- (5) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。
- ア 工事の入札に参加する者は、別表 1 に掲げる工種のうち、登録を希望する工種（以下「希望する工種」という。）に対応する建設工事の種類
- イ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、別表 2 及び 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目（以下「希望する種目」という。）に対応する業種
- (7) 工事の入札に参加する者は、前各号のほか、希望する工種に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること（ただし、「船舶」においては、建設業法第 3 条第 1 項の許可に代わり、造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第 2 条の許可又は小型船造船業法（昭和 41 年法律第 119 号）第 4 条の登録を受けていること。）。また、希望する工種に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去 5 年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。加えて、希望する工種（「上水道」及び「船舶」を除く。）に対応する建設工事の種類について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。
- (8) 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第 1 号から第 6 号までのほか、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。また、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に対応する契約（入札参加資格の申請日の属する月の前月末から過去 7 年間に完了した契約に限る。）の履行実績を有すること。
- (9) 前号の規定にかかわらず、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目（別表 2 のコード 001 から 202 まで及び 701 を除く。）の履行実績について、入札参加資格の申請日の属する月の前月末までの契約期間が 6 か月以上となる場合に限り、履行期限到来前であ

っても履行実績として認めるものとする。

- (10) 物品・委託等の入札に参加する者のうち、別表 2 に掲げる「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材を保有していること。
- (11) 横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

#### 4 入札参加資格審査申請の手続

##### (1) 受付期間

令和 5 年 4 月 1 日から随時に受け付ける（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く午前 9 時から午後 5 時まで）。ただし、特定調達契約に係る入札公告に基づき申請する場合の受付期間については、当該入札公告に定める期間とする。

##### (2) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、資格審査申請システム入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、次号に定める提出書類その他申請内容に応じて横浜市長が必要と定めた書類を電子データ化し、アップロードしなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス（<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>）

なお、横浜市ホームページにアクセスできない場合は、第 11 項の部署に連絡すること。

##### (3) 提出書類等

ア 商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 30 条に定める現在事項証明書又は履歴事項証明書（個人営業の場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書）

イ 「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを確認できる納税証明書

ウ 雇用保険、健康保険（適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している場合を含む。）及び厚生年金保険の加入を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

エ 委任状（委任する場合のみ。入札参加資格の有効期間内は原紙を必ず保管しておくこと。）

オ 工事の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類の

ほか、次の書類を提出すること。

- (ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書  
ただし、希望する工種が「船舶」の場合は、経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書に代わり、造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証並びに財務諸表（申請日の属する月の 4 か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前 2 年間分。個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

- (イ) 工事の施工実績を証明する書類（契約書等）

カ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。

- (ア) 営業許可・認可証

- (イ) 物品・委託等及び設計・測量等の履行実績を証明する書類（契約書等）

キ 物品・委託等の入札に参加する者で、別表 2 に掲げる種目のうち、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材の保有が確認できる書類（設備等一覧表並びに償却資産申告書及び種類別明細書等）

ク 組合の提出書類

- (ア) アからキまでに定める書類

- (イ) 組合の定款

- (ウ) 組合役員名簿

- (エ) 組合員名簿

- (オ) 中小企業庁により証明された官公需適格組合においては

- (ア) から(エ)までに定める書類のほか、次の a 及び b の書類

a 官公需適格組合証明書

b 官公需共同受注規約

ケ 役員名簿

横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないことの確認のため、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の役職、氏名、生年月日、性別、住所を資格審査申請システム申請フォームから提出すること。



- (4) 工事の資格の区分に登載がある者が、既に登録のある工種以外の工種について入札に参加しようとする場合は、前号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え前号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (5) 物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登載がある者が、既に登録のある種目以外の種目について入札に参加しようとする場合は、第 3 号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第 3 号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (6) 工事の資格の区分に登載がある者が物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合又は物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登載がある者が工事の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合は、第 3 号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第 3 号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (7) 日本国内に営業所を有しない者は、第 3 号アからウまでを省略することができる。
- (8) 申請において使用する言語等  
 ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。  
 なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。  
 イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときには、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。
- (9) 申請できる工種及び種目  
 ア 工事  
 別表 1 に掲げる工種を申請できる。  
 イ 物品・委託等  
 別表 2 に掲げる種目を申請できる。  
 ウ 設計・測量等  
 別表 3 に掲げる種目を申請できる。
- 5 変更に関する届出  
 前項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに第 4 項第 2 号に定める方法で変更の届出を行い、その事実を証明する書類を電子データ化し、資格審査申請システム上でアップロードしなければならない。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参加資格の一部を喪失するものとする。

- (1) 第 3 項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

7 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。
- (4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
- (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

8 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。

9 入札参加資格の有効期間

前項の通知で定める有効期間の始期から令和 7 年 3 月 31 日まで

10 入札参加資格の有効期間の更新手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和 6 年度の有効期間中に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。

11 この告示に関する問合せ先

横浜市財政局契約部契約第一課管理係  
電話 045(671) 2707

別表 1  
工事

コード	工種	コード	工種
01	土木	15	解体
02	舗装	16	フェンス
03	とび・土工	17	電気

04	港湾	18	電気通信
05	造園	19	管
06	石	20	管更正
07	建築	21	機械器具設置
09	内装	22	消防施設
10	建具	23	さく井
11	塗装	24	上水道
12	区画線・標識	25	船舶
13	防水	26	その他
14	鋼構造		

別表 2

物品・委託等

コード	種目	コード	種目
001	文具・事務機械	105	地図作成
004	教育用品	106	製本
011	雑貨	107	複写
013	機械器具・工具類	108	特殊印刷
015	コンピュータ類	109	印刷物企画デザイン
016	電気機械類	110	光ディスク製作（CD、DVD等）
019	医療機械器具	201	自動車修理・点検
020	理化学機械器具	202	その他の修理
021	医薬	301	建物管理
022	工化学薬品	303	浄化槽・貯水槽等清掃
024	被服	309	資源化委託
029	看板等表示器具	310	貨物運送
033	什器・家具	315	害虫等駆除
034	厨房・浴槽機器類	316	コンピュータ業務
036	食料品・記念品	320	各種調査企画
037	動物・飼料	321	検査・測定
038	自動車	322	映画・ビデオ制作
039	自動車部品	323	広告
041	電車用品	327	電気設備保守
042	水道用品	328	機械設備保守
043	消防用品	329	施設運転管理・保守
044	燃料	330	廃棄物処理
047	原材料	350	その他の委託等
056	船舶・航空機	402	一般賃貸
060	その他の物品	501	電力・都市ガス

101	一般印刷	603	その他の業務
104	フォーム印刷	701	物品以外の修繕

別表 3

設計・測量等

コード	種 目	コード	種 目
901	建築設計（監理を含む。))	905	建設コンサルタント等の業務
902	設備設計	906	測量
903	土木設計	907	地質調査
904	造園設計		

横 浜 市 告 示 第 77 号

家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 廃 止 ・ 確 認  
辞 退

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 36 条 の 37 第 2  
項 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 48 条 の 規 定  
に よ り 、 家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 廃 止 を 承 認 し  
、 確 認 の 辞 退 を 受 理 し た 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃 止 年 月 日	令 和 5 年 3 月 31 日
確 認 辞 退 年 月 日	令 和 5 年 3 月 31 日
施 設 種 別	家 庭 的 保 育 事 業
施 設 名 称	前 島 保 育 室
設 置 者	前 島 惠 美 子
所 在 地	旭 区 鶴 ヶ 峰 2 丁 目 63 番 地 の 10

横 浜 市 告 示 第 78 号

家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 廃 止 ・ 確 認  
辞 退

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 36 条 の 37 第 2  
項 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 48 条 の 規 定  
に よ り 、 家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 廃 止 を 承 認 し  
、 確 認 の 辞 退 を 受 理 し た 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃 止 年 月 日	令 和 5 年 3 月 31 日
確 認 辞 退 年 月 日	令 和 5 年 3 月 31 日
施 設 種 別	家 庭 的 保 育 事 業
施 設 名 称	ま え だ 保 育 室
設 置 者	前 田 美 保 子
所 在 地	瀬 谷 区 橋 戸 二 丁 目 15 番 地 の 3

横浜市告示第 79 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 3 月 1 日	医療法人社団ゆうま 会つよし在宅クリニ ック	神奈川区新町 14 番 地の 1	病院又は診 療所
同	みなとみらいおぎは ら歯科医院	西区みなとみらい 五丁目 3 番 1 号	同
同	ハックドラッグ星天 qlay 薬局	保土ヶ谷区星川一 丁目 1 番 1 号	薬局
同	日本調剤市大福浦薬 局	金沢区福浦三丁目 9 番地	同

横浜市告示第 80 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 1 月 18 日	(新)医療法人雅房会井 関 医 院	神奈川区栄町 6 番 地の 1	病院又は診 療所
	(旧)井関 医 院		
令和 5 年 1 月 20 日	(新)日本調剤弘明寺薬 局	南区弘明寺町 134 番地	薬局
	(旧)スーパードラッグ タロー薬局		
令和 5 年 1 月 1 日	ひと花訪問看護リハ ビリステーション	(新)旭区東希望が丘 105 番地の 1	訪問看護
		(旧)旭区柏町 126 番 地の 2	
令和 5 年 1 月 1 日	あい訪問看護リハビ リステーション	(新)磯子区上町 1 番 28 号	同
		(旧)磯子区丸山一丁 目 15 番 1 号	



横浜市告示第 81 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 2 月 28 日	しあわせ訪問看護ステーション	都筑区平台 1 番 15 号	訪問看護
令和 5 年 3 月 1 日	あおい訪問看護ステーション	戸塚区前田町 506 番地の 3	同

横浜市告示第 82 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和 5 年 1 月 1 日	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区矢指町 1,197 番地の 1	眼科	視覚障害	四方田 涼
同	独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院	港北区小机町 3,21 1 番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	青木 登志将
同	神奈川県立こども医療センター	南区六ツ川二丁目 138 番地の 4	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	田中文 平
同	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目 20 番 1 号	脳神経内科	音声機能・言語機能又はそしやく機能障害、肢体不自由	相澤 一 貴
同	公立大学法人横浜市立大学附属病院	金沢区福浦三丁目 9 番地	脳神経外科	音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	福山 龍太郎

				能障害、 肢体不自 由	
同	医療法人 財団明理 会 東戸 塚記念病 院	戸塚区品 濃町 548 番地の 7	脳神経 外科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害、 肢体不自 由	山根庸弘
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	形成外 科	肢体不自 由	小林沙彩
同	みずほク リニック 緑園都市	泉区緑園 七丁目 1 番地の 13	内科	肢体不自 由	中井大介
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	脳神経 内科	肢体不自 由	堀口遼平
同	医療法人 財団明理 会 東戸 塚記念病 院	戸塚区品 濃町 548 番地の 7	循環器 内科	心臓機能 障害	沖下卓也
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12 番 1 号	循環器 内科	心臓機能 障害	小田惇仁
同	神奈川県 立循環器 呼吸器病 センター	金沢区富 岡東六丁 目 16 番 1 号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	長澤遼
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	消化器 一般外 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	小山英之

同	神奈川県 神奈川歯 科大学附 属横浜ク リニック	神奈川県 鶴屋町 3 丁目 31 番 地の 6	眼科	視覚障害	池内梨絵
同	耳鼻咽喉 科西村医 院	瀬谷区中 央 1 番地 の 10	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害	西村郁子
同	東山耳鼻 咽喉科医 院	磯子区森 三丁目 19 番 27 号	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害	東山エミ
同	医療法人 五星会菊 名記念病 院	港北区菊 名四丁目 4 番 27 号	脳神経 外科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害	武田直人
同	医療法人 五星会新 横浜リハ ビリテー ション病 院	神奈川県 菅田町 2, 628 番地 の 4	リハビ リテー ション 科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害、 肢体不自 由	藤田修三
同	医療法人 社団平郁 会みんな の戸塚ク リニック	戸塚区吉 田町 133 番地の 2	内科	肢体不自 由	安藤俊孝
同	医療法人 社団景翠 会金沢病 院	金沢区泥 亀二丁目 8 番 3 号	整形外 科	肢体不自 由	小川亮
同	整形外科 ・リハビ リテーシ ョン科 センター 南 G O T クリニック	都筑区茅 ヶ崎中央 1 番 2 号	整形外 科、リ ハテー ション科	肢体不自 由	後藤秀隆
同	医療法人	緑区鴨居	内科	肢体不自 由	齋藤龍

	社 団 青 葉 会 牧 野 記 念 病 院	二 丁 目 21 番 11 号		由	
同	プ ラ イ ム コ ー ス ト み な と み ら い ク リ ニ ッ ク	西 区 み な と み ら い 六 丁 目 3 番 4 号	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	清 水 啓
同	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 濟 生 会 支 部 神 奈 川 県 濟 生 会 横 浜 市 東 部 病 院	鶴 見 区 下 末 吉 三 丁 目 6 番 1 号	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	武 田 勇 樹
同	医 療 法 人 社 団 明 芳 会 江 田 記 念 病 院	青 葉 区 あ ざ み 野 南 一 丁 目 1 番 地	内 科 、 リ ハ ビ リ 科	肢 体 不 自 由	平 田 絢 子
同	医 療 法 人 横 浜 未 来 へ ル ス ケ ア シ ス テ ム 戸 塚 共 立 第 1 病 院	戸 塚 区 戸 塚 町 116 番 地	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	平 林 幸 大
同	医 療 法 人 社 団 新 東 京 石 心 会 さ い わ い 鶴 見 病 院	鶴 見 区 豊 岡 町 21 番 1 号	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	雪 平 重 雄
同	医 療 法 人 社 団 緑 成 会 横 浜 総 合 病 院	青 葉 区 鉄 町 2,201 番 地 の 5	心 臓 血 管 外 科	心 臓 機 能 障 害	大 井 正 也
同	独 立 行 政 法 人 労 働 者 健 康 安 全 機 構 横	港 北 区 小 机 町 3,21 1 番 地	心 臓 血 管 外 科	心 臓 機 能 障 害	岡 田 拓

	浜 労 災 病 院				
同	公 立 大 学 法 人 横 浜 市 立 大 学 附 属 病 院	金 沢 区 福 浦 三 丁 目 9 番 地	心 臓 血 管 外 科	心 臓 機 能 障 害	富 永 訓 央
同	医 療 法 人 横 浜 未 来 へ ル ス ケ ア シ ス テ ム 戸 塚 共 立 第 2 病 院	戸 塚 区 吉 田 町 579 番 地 の 1	心 臓 血 管 外 科	心 臓 機 能 障 害	濱 石 誠
同	河 村 内 科 ク リ ニ ッ ク	青 葉 区 藤 が 丘 二 丁 目 31 番 地 の 20	内 科 ・ 呼 吸 器 内 科	呼 吸 器 機 能 障 害	河 村 岳 晴
同	医 療 法 人 横 浜 博 萌 会 西 横 浜 国 際 総 合 病 院	戸 塚 区 汲 沢 町 56 番 地	泌 尿 器 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害	平 澤 輝 一
同	医 療 法 人 五 星 会 菊 名 記 念 病 院	港 北 区 菊 名 四 丁 目 4 番 27 号	消 化 器 内 科	肝 臓 機 能 障 害	花 村 祥 太 郎

横浜市告示第 83 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 2 月 1 日	ハックドラッグ星天 qlay 薬局	保土ヶ谷区星川一 丁目 1 番 1 号	薬局
同	オーケー訪問看護ス テーション戸塚	戸塚区舞岡町 3,63 6 番地	訪問看護
同	りあん訪問看護ステ ーション東戸塚	南区六ツ川四丁目 1,171 番地	同

横浜市告示第 84 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 12 月 1 日	ショウエイ訪問看護 ステーションよこは ま	中区弥生町 2 丁目 18 番地の 1	訪問看護
令和 5 年 2 月 1 日	斉藤小児科心とから だのクリニック	港北区高田東一丁 目 25 番 3 号	病院又は診 療所
同	横浜しろたえ薬局	南区白妙町 3 丁目 34 番地の 11	薬局
同	ハックドラッグ能見 台駅前薬局	金沢区能見台通 5 番 10 号	同
同	ひとみ薬局福浦店	金沢区福浦三丁目 29 番地	同
同	いずみ薬局日吉本町 店	港北区日吉本町三 丁目 30 番 13 号	同
同	ひばり薬局戸塚西口 店	戸塚区戸塚町 6,00 5 番地の 1	同
同	フローラ薬局	中区相生町 3 丁目 63 番地の 1	同
同	ハックドラッグ綱島 薬局	港北区綱島西二丁 目 13 番 23 号	同
同	イカリ薬局東希望が 丘店	旭区東希望が丘 10 5 番地の 1	同
同	薬樹薬局いずみ中央 2 号店	泉区上飯田町 939 番地の 1	同
同	おひさま薬局下倉田 店	戸塚区下倉田町 1, 869 番地の 1	同



横浜市告示第 85 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 2 月 27 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

第 11 項の表中

「

本牧ふ頭Ⅱ	同	1,278,396
-------	---	-----------

」

を

「

本牧ふ頭Ⅱ	同	1,252,896
-------	---	-----------

」

に改める。

横浜市告示第 86 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

第 5 項第 3 号ウの表中

「

南本牧ふ頭コンテナターミナル用地	中区南本牧	525,152
------------------	-------	---------

」

を

「

南本牧ふ頭コンテナターミナル用地	中区南本牧	526,112
------------------	-------	---------

」

に改める。

第 11 項の表中

「

南本牧ふ頭 I	中区南本牧	104,166
南本牧ふ頭関連地区	同	604,238

」

を

「

南本牧ふ頭 I	中区南本牧	103,206
南本牧ふ頭関連地区	同	605,198

」

に改める。

横浜市告示第 87 号

横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示（令和 4 年 3 月横浜市告示第 160 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

第 1 項第 1 号イの表中

「

南本牧ふ頭コンテナターミナル用地	525,152
------------------	---------

」

を

「

南本牧ふ頭コンテナターミナル用地	526,112
------------------	---------

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 99 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）イオンモール横浜西口店  
西区南幸二丁目 16 番 1 号ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
権田金属工業株式会社  
代表取締役 権田 有紀子  
相模原市中央区宮下 1 丁目 1 番 16 号
- (3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	権田金属工業株式会社 代表取締役 権田 源太郎 相模原市中央区宮下 1 丁目 1 番 16 号	権田金属工業株式会社 代表取締役 権田 有紀子 相模原市中央区宮下 1 丁目 1 番 16 号

- (4) 変更の年月日  
令和 4 年 11 月 10 日
- (5) 変更した理由  
設置者の代表者変更のため

2 届 出 年 月 日

令 和 5 年 1 月 31 日

3 縦 覧 場 所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 100 号

準備書意見見解書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、（仮称）北仲通北地区 B-1 地区新築工事に係る準備書意見見解書の提出があったので、条例第 29 条第 2 項の規定に基づき、当該準備書意見見解書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

条例第 26 条第 1 項の対象市民等は、条例第 30 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市環境影響評価審査会に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 東急不動産株式会社  
 代表取締役 岡田正志  
 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 21 番 1 号  
 京浜急行電鉄株式会社  
 取締役社長 川俣幸宏  
 西区高島一丁目 2 番 8 号  
 第一生命保険株式会社  
 代表取締役社長 稲垣精二  
 東京都千代田区有楽町 1 丁目 13 番 1 号
- 2 対象事業の名称  
 （仮称）北仲通北地区 B-1 地区新築工事
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
 中区海岸通 5 丁目 25 番の 1
- 4 縦覧場所  
 中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課  
 中区日本大通 35 番地  
 横浜市中区役所総務部区政推進課  
 西区中央一丁目 5 番 10 号  
 横浜市西区役所総務部区政推進課  
 南区浦舟町 2 丁目 33 番地  
 横浜市南区役所総務部区政推進課  
 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号  
 横浜市磯子区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間  
 令和 5 年 2 月 24 日から令和 5 年 3 月 10 日まで

横 浜 市 公 告 第 101 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 ( 昭 和 31 年 法 律 第 79 号 ) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、  
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
川 向 ふ れ あ い 公 園	都 筑 区 川 向 町 2,024 番	別 図 の と お り	5,465 m <sup>2</sup>	複 合 遊 具 、 砂 場 、 ベ ン チ 、 便 所 、 水 飲 み	令 和 5 年 2 月 24 日
四 ノ 区 公 園	戸 塚 区 戸 塚 町 335 番 の 8	別 図 の と お り	1,638 m <sup>2</sup>	複 合 遊 具 、 砂 場 、 ベ ン チ 、 水 飲 み	令 和 5 年 2 月 24 日

別 図 ( 省 略 )

横浜市公告第 102 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
平沼さわやか公園	西区西平沼町 5 番	別図のとおり 2,599 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 3 月 6 日から令和 5 年 3 月 22 日まで

別図（省略）



横 浜 市 公 告 第 103 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
さ さ ぶ ね の み ち	都 筑 区 荏 田 東 三 丁 目 21 番	別 図 の と お り	64,176 m <sup>2</sup>	63,477 m <sup>2</sup>	令 和 5 年 2 月 24 日
せ き れ い の み ち	都 筑 区 新 栄 町 18 番	別 図 の と お り	34,715 m <sup>2</sup>	34,225 m <sup>2</sup>	令 和 5 年 2 月 24 日
く さ ぶ え の み ち	都 筑 区 北 山 田 四 丁 目 27 番	別 図 の と お り	64,935 m <sup>2</sup>	63,535 m <sup>2</sup>	令 和 5 年 2 月 24 日

別 図 ( 省 略 )

横 浜 市 公 告 第 104 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 4 年 3 月 30 日	00859	(新) 株 式 会 社 ク ラ シ ア ン 北 横 浜 支 社	(新) 今 田 健 治	(新) 都 筑 区 平 台 1 番 20 号
		(旧) 株 式 会 社 ク ラ シ ア ン 横 浜 支 社	(旧) 鈴 木 一 也	(旧) 都 筑 区 中 川 七 丁 目 1 番 37 号
令 和 5 年 1 月 15 日	30585	株 式 会 社 サ ン エ ク ス テ リ ア	鈴 木 誠 二 郎	(新) 横 須 賀 市 太 田 和 1 丁 目 6 番 9 号
				(旧) 横 須 賀 市 阿 部 倉 30 番 20 号
令 和 4 年 1 月 1 日	11187	株 式 会 社 タ イ キ ョ ウ	(新) 野 呂 雅 博	港 南 区 芹 が 谷 一 丁 目 31 番 16 号
			(旧) 野 呂 光 吉	

横 浜 市 公 告 第 105 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、リ ス ト ガ ー デ ン ダ イ ヤ モ ン ド パ ー ク 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 106 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 12 月 9 日 第 2020 開 402 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 8 番 2 号  
M I R A R T H ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 島 田 和 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
中 区 池 袋 56 番 の 1 及 び 56 番 の 2 の 各 一 部 、 57 番 の 2 、 58 番 の 2  
、 58 番 の 3 、 58 番 の 7 、 58 番 の 13 及 び 58 番 の 14 並 び に 根 岸 加 曾 台  
1 番 の 1 の 一 部 及 び 1 番 の 5 か ら 1 番 の 7 ま で

横 浜 市 公 告 第 107 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 2 月 10 日 第 2021 開 814 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
横 須 賀 市 小 川 町 26 番 地 の 9  
株 式 会 社 建 新  
代 表 取 締 役 大 口 隆 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 金 が 谷 701 番 の 5 、 701 番 の 6 、 701 番 の 9 から 701 番 の  
12 ま で 及 び 701 番 の 14 から 701 番 の 16 ま で

横 浜 市 公 告 第 108 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 8 月 10 日 第 2022 開 1204 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 西 八 朔 町 761 番 の 1 、 761 番 の 29 の 一 部 及 び 761 番 の 52 の  
一 部

横 浜 市 公 告 第 109 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2022 ・ 1 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 5 年 2 月 8 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
33.49 m
- 5 指 定 の 場 所  
鶴 見 区 東 寺 尾 一 丁 目 26 番 の 2
- 6 申 請 者 の 氏 名  
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 二 村 淳 一

横浜市公告第 110 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号  
第 2022 ・ 17 ・ 2 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 2 月 14 日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
14.17 m
- 5 指定の場所  
青葉区さつきが丘 22 番の 6
- 6 申請者の氏名  
株式会社リアル  
代表取締役 桑 原 真



横浜市公告第 111 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2022 ・ 13 ・ 1 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 2 月 13 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
51.87 m
- 5 指定の場所  
戸塚区戸塚町 4,668 番の 96 から 4,668 番の 98 まで、4,668 番の 100、4,668 番の 101、4,688 番の 2、4,688 番の 3、4,689 番の 11、4,689 番の 12、4,689 番の 15、及び 4,689 番の 16
- 6 申請者の氏名  
東京都中野区野方 3 丁目 9 番 3 号  
株式会社ハーミットクラブ  
代表取締役 小鹿博章

横 浜 市 公 告 第 112 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 5 年 2 月 10 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
4.00 m
- 4 廃 止 の 場 所  
緑 区 西 八 朔 町 761 番 の 29 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広

横 浜 市 公 告 第 113 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 5 年 2 月 10 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
6.44 m
- 4 廃 止 の 場 所  
泉 区 中 田 東 四 丁 目 1,999 番 の 7 の 一 部

横浜市公告第 114 号

横浜港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、横浜港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者

横浜市長 山中竹春

1 港湾計画の変更の概要

平成 26 年 12 月 15 日横浜市公告第 915 号によりその概要を公告した横浜港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

公共岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	名称	用途
大黒ふ頭地区	12	1	240	DT9	外内貿コンテナ
	15	2	700	DC3, 4	一般貨物
本牧ふ頭地区	16	2	700	HD4, 5	外内貿コンテナ

(2) 臨港交通施設計画

道路

名称	起点	終点	車線数
臨港道路本牧ふ頭 D 突堤 1 号線	本牧ふ頭 D 突堤基部	本牧ふ頭 D 突堤	6

(3) 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積 (ヘクタール)
本牧ふ頭地区	8
新本牧ふ頭地区	5

(4) 土地利用計画

土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
本牧ふ頭地区	269	埠頭用地
	7	港湾関連用地
	9	交通機能用地
	8	緑地
	101	埠頭用地

新本牧ふ頭地区	3	交通機能用地
	5	緑地
	35	海面処分用地

(5) 効率的な運営を特に促進する区域

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	名称	埠頭用地面積 (ヘクタール)
大黒ふ頭地区	12	1	240	DT9	11
本牧ふ頭地区	10	2	400	HB2, 3	269
	16	2	700	HBC1, 2	
	13	3	900	HC1~3	
	7.5	1	240	HCD1	
	14	1	500	HD1	
	16	2	700	HD4, 5	
新本牧ふ頭地区	18 ~	2	1,000	SH1, 2	101

(6) 臨海部物流拠点の形成を図る区域

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	名称	用途・面積
本牧ふ頭地区	10	2	400	HB2, 3	埠頭用地 269ha、 港湾関連用地 7 ha、交通機能用 地 9 ha、緑地 8 ha
	16	2	700	HBC1, 2	
	13	3	900	HC1~3	
	7.5	1	240	HCD1	
	14	1	500	HD1	
	16	2	700	HD4, 5	
新本牧ふ頭地区	18 ~	2	1,000	SH1, 2	埠頭用地 101ha、 交通機能用地 3 ha、緑地 5 ha

(7) 効率的な流通業務を特に促進する区域

国際海上コンテナ運送に係る貨物の保管等であって、流通加工を伴うものの用に供する保管施設等を配置する本牧ふ頭地区の範囲について、公共埠頭計画の変更に伴い変更する。

2 港湾計画の縦覧の場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市港湾局政策調整部政策調整課

区 告 示

南区告示第 1 号（令和 5 年 2 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、前里町 4 丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 9 日

横浜市南区長 鈴木 健 一

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 光 代 南区前里町 4 丁目 96 番 地	見 田 浩 之 南区前里町 4 丁目 97 番 地

南区告示第 2 号（令和 5 年 2 月 10 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、別所若葉台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 10 日

横浜市南区長 鈴木 健 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	深 田 利 夫 南 区 別 所 六 丁 目 2 番 40 8 号	大 川 博 南 区 別 所 七 丁 目 10 番 4 号

---

区 公 告

---

瀬谷区公告第 2 号（令和 5 年 2 月 8 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 5 年 2 月 8 日

横浜市瀬谷区長 植 木 八 千 代

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 6 - 48 浜 横浜	令和 3 年 11 月 30 日



---

水道局

---

水道局告示第 2 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市水道局が発注する令和 5 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和 5 年 2 月横浜市告示第 76 号）を準用する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山 岡 秀 一

---

交通局

---

交通局告示第 1 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市交通局が発注する令和 5 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和 5 年 2 月横浜市告示第 76 号）を準用する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

---

医療局病院経営本部

---

医療局病院経営本部告示第 2 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市医療局病院経営本部が発注する令和 5 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和 5 年 2 月横浜市告示第 76 号）を準用する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市病院事業管理者  
病院経営本部長 平原史樹

---

教 育 委 員 会

---

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 8 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 2 月 3 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 森 の 台 小 学 校	教 諭	川 村 優 馬	停 職 6 箇 月

横浜市教育委員会公告第 9 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号により、次の者を令和 5 年 2 月 3 日懲戒処分に付した。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
中学校	臨時的 任用職員	公表基準により 非公表	停職 6 箇月

---

区選挙管理委員会

---

鶴見区選挙管理委員会告示第 2 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会  
委員長 兼 子 彰

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

神奈川県選挙管理委員会告示第 2 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会  
委員長 大 滝 和 俊

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

西 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 並 び に こ れ と 同  
時 に 行 う 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 神 奈 川 県 知 事 選 挙 に 伴 い 、  
公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 及 び  
地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 議 員 及 び 長 の 選 挙 期 日 等 の 臨 時 特 例 に 関 す る  
法 律 施 行 令 ( 令 和 4 年 政 令 第 352 号 ) 第 1 条 の 規 定 に よ り 、 次 の 期  
間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日  
以 後 に 延 期 す る 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 井 上 和 義

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 5 年 3 月 2 日 か ら 令 和 5 年 4 月 9 日 ま で



中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 並 び に こ れ と 同  
時 に 行 う 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 神 奈 川 県 知 事 選 挙 に 伴 い 、  
公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 及 び  
地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 議 員 及 び 長 の 選 挙 期 日 等 の 臨 時 特 例 に 関 す る  
法 律 施 行 令 ( 令 和 4 年 政 令 第 352 号 ) 第 1 条 の 規 定 に よ り 、 次 の 期  
間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日  
以 後 に 延 期 す る 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 山 中 利 弘

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 5 年 3 月 2 日 か ら 令 和 5 年 4 月 9 日 ま で

南区選挙管理委員会告示第 3 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市南区選挙管理委員会  
委員長 土田良伸

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

港南区選挙管理委員会告示第 2 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市港南区選挙管理委員会  
委員長 齋藤史明

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

保土ヶ谷区選挙管理委員会告示第 1 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会  
委員長 濱 崎 政 江

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

旭区選挙管理委員会告示第 1 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市旭区選挙管理委員会  
委員長 小林 誠

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

磯子区選挙管理委員会告示第 2 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市磯子区選挙管理委員会  
委員長 伊 藤 優

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

金沢区選挙管理委員会告示第 1 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市金沢区選挙管理委員会  
委員長 矢野 順 一

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

港北区選挙管理委員会告示第 1 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市港北区選挙管理委員会

委員長 井上 禮子

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで



緑区選挙管理委員会告示第 1 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市緑区選挙管理委員会  
委員長 齋藤 純 男

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

青葉区選挙管理委員会告示第 1 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市青葉区選挙管理委員会  
委員長 小野 義夫

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 並 び に こ れ と 同  
時 に 行 う 神 奈 川 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 及 び 神 奈 川 県 知 事 選 挙 に 伴 い 、  
公 職 選 挙 法 施 行 令 ( 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ) 第 17 条 本 文 た だ し 書 及 び  
地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 議 員 及 び 長 の 選 挙 期 日 等 の 臨 時 特 例 に 関 す る  
法 律 施 行 令 ( 令 和 4 年 政 令 第 352 号 ) 第 1 条 の 規 定 に よ り 、 次 の 期  
間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間 の 最 終 日 の 翌 日  
以 後 に 延 期 す る 。

令 和 5 年 2 月 24 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 柴 野 勝

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 5 年 3 月 2 日 か ら 令 和 5 年 4 月 9 日 ま で

戸塚区選挙管理委員会告示第 3 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会  
委員長 大山 勲 夫

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

栄区選挙管理委員会告示第 3 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市栄区選挙管理委員会  
委員長 小 石 榮 美

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

泉区選挙管理委員会告示第 3 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市泉区選挙管理委員会  
委員長 石塚 武夫

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

瀬谷区選挙管理委員会告示第 1 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙並びにこれと同時に行う神奈川県議会議員一般選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会  
委員長 小林 清 春

登録の移替えを停止する期間

令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

---

監 査 委 員

---

横浜市監査委員公表第 1 号

監査委員による監査の結果に基づき横浜市長が講じた措置の内容の公表

監査委員による監査の結果に基づき講じた措置について、横浜市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 14 項の規定により、別冊のとおり措置の内容を公表する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	松	本		研
同	今	野	典	人



横浜市監査委員公表第 2 号

住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 4 年 12 月 13 日  
受付）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、その結果を別冊のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 24 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	松	本		研
同	今	野	典	人